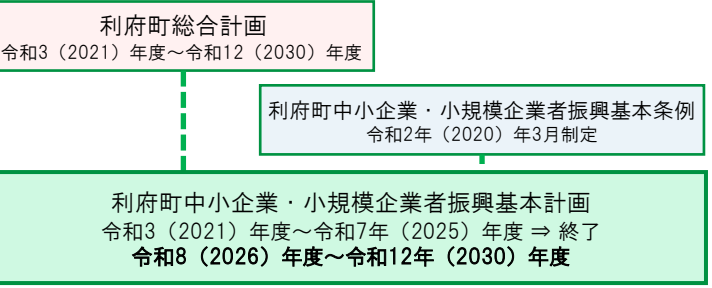


利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画【概要版】

1 基本計画の位置付けと目的

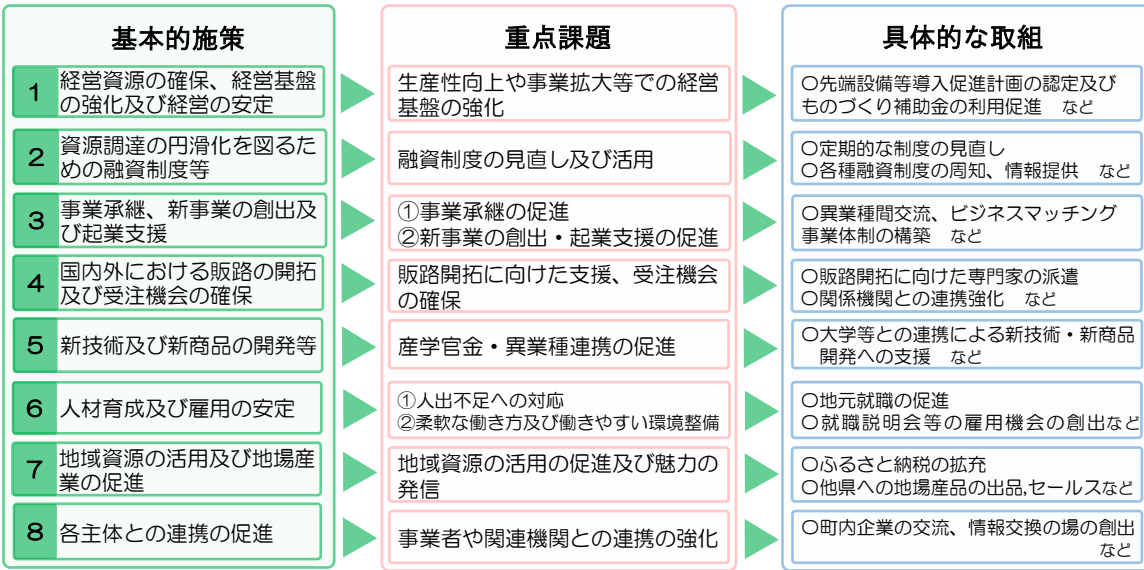
人口減少による担い手不足や物価高騰などにより、本町の中小企業等の事業活動を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような大きく変化する社会情勢に対応するため、令和2年に利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例を制定、これに基づき、令和3年に利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画を策定し、令和7年までの5年間にわたり、中小企業等の持続的な発展のため、振興に関する施策を推進してまいりました。

この度、変化する社会経済情勢に対応し、本町の経済活動をさらに活性化させるべく、令和8年から令和12年までを計画期間とする新たな計画を策定いたしました。



2 計画の体系

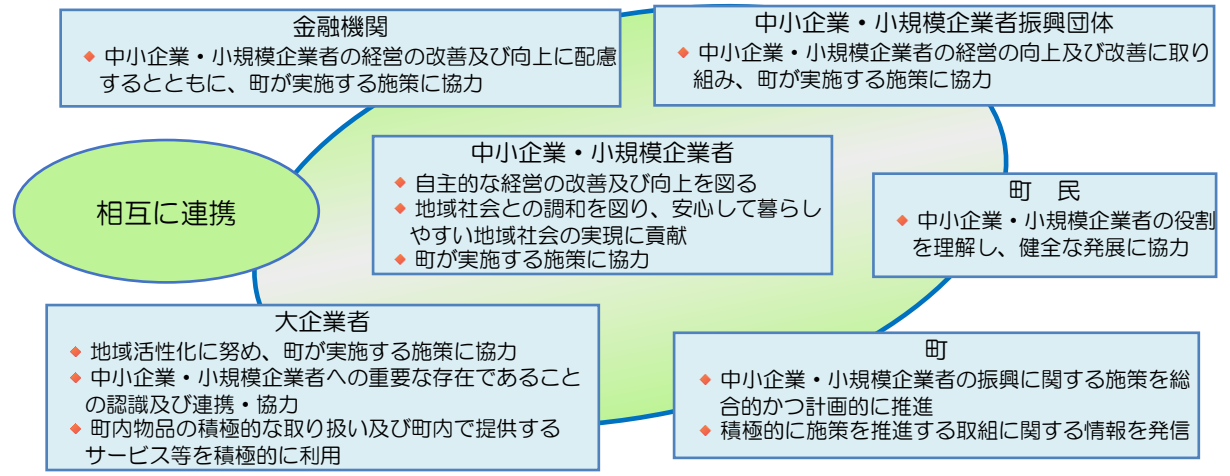
条例に示した8つの基本的施策ごとに、町内中小企業・小規模企業者へのアンケート調査結果や統計資料等により、課題を抽出し、各種施策を展開します。



3 計画の推進体制及び役割

本計画の推進にあたっては、基本条例に基づき、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体と連携を図りながら推進します。

○各種役割及び連携体制



○中小企業・小規模企業者振興懇話会

町内事業者、商工会、金融機関、行政機関等で構成し、各主体の意見を広く反映する振興のための各主体の指針となる基本計画の作成

- 基本的施策を基に課題・対策を抽出
- 5年ごとに基本計画の見直し、変更
- 意見交換
- PDCAサイクルによる施策の効果を検証し、改善

